

松前町障がい者活躍推進計画

機関名	①松前町、②松前町教育委員会、③松前町公営企業（公営企業部）	
任命権者	①松前町長	
	②松前町教育委員会	
	③松前町公営企業管理者（松前町長）	
計画期間	令和7年4月1日～令和12年3月31日	
障がい者雇用に関する課題	①	令和6年現在、障がい者の法定雇用率を達成している。 今後の法定雇用率の引上げ等を踏まえ、計画的な採用に努めるなど、引き続き、障がい者の積極的な雇用に継続的に取り組んでいくことが必要である。 なお、障がい者である職員が活躍するために、適宜体制整備に努めることとする。
	②	令和6年現在、障がい者の法定雇用率を達成している。 今後の法定雇用率の引上げ等を踏まえ、計画的な採用に努めるなど、引き続き、障がい者の積極的な雇用に継続的に取り組んでいくことが必要である。 なお、障がい者である職員が活躍するために、適宜体制整備に努めることとする。
	③	松前町公営企業では、職員総数が10人程度の小規模な機関であり、これまで障がい者に限定した募集・採用は行っていない。 現在は障がいのある職員が在籍していないため、組織的な体制整備は特段行っていないが、今後、障がいのある職員が在籍することになる可能性を考慮し、体制整備に努めることとする。
目標		
1 採用に関する 目標 ※①②のみ	法定雇用率に対して不足する障がい者数を「0」とする。 ①令和6年6月1日現在 3.57%（法定雇用率2.80%） 算定基礎人数 280.5人 障がい者数 10.0人 不足人数 0.0人 ②令和6年6月1日現在 2.0%（法定雇用率2.70%） 算定基礎人数 50.0人 障がい者数 1.0人 不足人数 0.0人 （評価方法）毎年 of 任免状況通報により把握・進捗管理	
2 定着に関する 目標 ※①②のみ	雇用された障がい者が定年（任期満了）まで勤続することを目指す。 （評価方法）毎年、人事記録を元に、把握・進捗管理	

取組内容	
1 障がい者の活躍を推進する体制整備	○障がい者雇用推進者として下記のものを選任する。 総務部総務課職員係長 ○障がい者である職員の相談窓口は下記のとおりとする。 総務部総務課職員係 ○障がい者職業生活相談員は下記のとおりとする。 総務部総務課職員係長 ※人事異動により、上記の者が資格要件を満たさなくなった場合には、愛媛労働局などが開催する公務部門向け障害者職業生活相談員資格認定講習を速やかに受講させる。
2 障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出	○身体障がい等により従来の業務遂行が困難となった障がい者から相談があった場合は、負担なく遂行できる業務の選定及び創出について検討する。
3 障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	○相談窓口で相談を受けるほか、人事評価（自己申告書・面談）などを通じて、障がい者である職員が必要とする配慮を把握し、合理的配慮の範囲内で必要な措置を講じるよう努める。 ○障がいの特性に応じて、職場での動線の確保や就労支援機器の導入など、執務環境の整備を行う。 ○募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わないことを原則とする。 ・特定の障がいを排除し、又は特定の障がいに限定すること。 ・自力で通勤できることといった条件を設定すること。 ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定すること。 ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定すること。 ・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施すること。 ○時間単位の年次有給休暇や、傷病休暇又は病気休暇などの各種休暇の利用を促進する。
4 その他	○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号）に基づく障がい者就労施設等への発注を通じて、障がい者の活躍の場の拡大を推進する。